

高額療養費制度[☆]第1弾[☆]



いつもお世話になっております。

もうすぐハロウィン(仮)ですね！楽しみます！Trick or Treat！！

今回は「高額療養費制度」について取り上げます。

「高額療養費制度」とは ...

- ① 医療機関や薬局の窓口で支払った額(保険適用内のみ)が
- ② 毎月(1日～末日)で“自己負担限度額”を超えた場合に
- ③ その超過分が払い戻される制度、となります。

☆ 自己負担限度額：以下の区分によって限度額は異なります。

[年齢] 70歳以上 or 70歳未満

[所得] 上位所得者^{*1} or 一般 or 低所得者^{*2}

*1
上位所得者...
標準報酬月額
53万円以上の方
(けんぽ員会に加入
の場合)
低所得者...
住民税非課税者

たとえば、70歳未満で一般の方の場合、

$$\text{負担上限額 / 月} = 80,100\text{円} + (\text{医療費10割} - 267,000\text{円}) \times 1\%$$

となります。

また、この制度には、“世帯合算”や“多数該当”といった、

さらに負担を軽減する制度もあります。

こちらに関しましては、系統編でご紹介致します。

詳しくお知りになりたい方は事務所までお問い合わせ下さいませ。